

意見書案第1号

北朝鮮によるミサイル発射に断固抗議する意見書

北朝鮮は、ミサイル発射を昨年度に引き続き、本年令和4年に入り新年早々の1月5日午前8時7分頃、日本海に向け巡航ミサイルを発射し、同日、日本の排他的経済水域（EEZ）外に落下したと推定されることを岸信夫防衛相が発表した。

それ以降もこのミサイル発射は留まることなく、1月11日に2回目を行い、実に1月だけでも7回にも及んでいる状況である。そのミサイルの種類は、低空を地形に沿いながら飛行して、主に地上施設を攻撃するための巡航ミサイルや大型のロケットを使って大気圏外に一度出て、そこから弾道飛行しながら目標に突入する弾道ミサイルとみられている。そして、朝鮮労働党機関紙「労働新聞」は、極超音速ミサイルの発射実験を行ったとも報じる等、自らの軍事力や核戦力を世界に向けて誇示しており、わが日本のみならず東アジア地域の平和と安全を脅かすものであり、言語道断である。

これらの北朝鮮による度重なるミサイル発射は、国連安全保障理事会決議や日朝平壤宣言に違反することは明白であり、国際社会の平和的解決への意思を無視し、わが国をはじめ東アジア地域の国際社会全体への明らかな挑発行為であり断じて許すことはできない。

よって、国においては、下記の事項について、今後とも全力を尽くし取り組むよう強く要望する。

- 1 北朝鮮に対し、ミサイルの発射やミサイル計画に係る全ての活動を直ちに禁止するよう東アジア地域の各国と連携を図り、強く要求すること。
- 2 北朝鮮に対し、国連安全保障理事会決議を順守するよう、関係各国に働きかけ安保理として一致した姿勢がなされるよう、尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

鹿児島県鹿屋市議会

内閣総理大臣 殿 法 務 大 臣 殿 外 務 大 臣 殿
防 衛 大 臣 殿